



子どもの事故予防(1) 誤飲

板橋区医師会病院院長 泉 裕之先生

はじめに

日本では1歳以降の子どもの死亡原因の第1位は不慮の事故が占めており、子どもの事故による死亡率が先進国の中でも高いことが明らかになっています。子どもの事故は年齢により種類、起こり方などに特徴があり、これらの傾向を知ることにより、事故予防の対策をたて、事故を減らすことが大切です。

家庭で多くみられる事故に異物誤飲があります。子どもは、生後5か月頃から手にするものを何でも口に持っていく、舐めて確かめるようになります。口に入るものは全て誤飲する可能性があります。乳幼児に多いのが特徴で、誤飲内容は、タバコが半数近くを占め、医薬品、洗剤、硬貨などが続きます(図1)。

誤飲の実際

小さなものは便とともに排泄されますが、硬

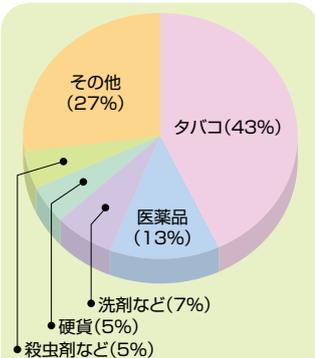


図1 誤飲の内容

泉 裕之ほか：誤飲、三河春樹ほか編「小児救急の手引き(上巻)」中外医学社、2004より



図2 食道に停滞した5円硬貨

貨などは食道で停滞するために、医療機関で取り出す必要があります(図2)。肩や腰などに貼るタイプの磁気治療器などの磁石を誤飲することもあります。2個以上誤飲した場合、腸管壁を挟んで付着することがあるので危険です。ボタン型電池やコイン型電池にも注意が必要です。特に、コイン型のリチウム電池は食道に停滞する上、電圧が高いため短時間で食道の壁に傷害をきたすことがあります。タバコを2cm以上誤飲した場合には、胃洗浄が必要になるとされています。落ちていた薬物を誤飲したため、意識障害などの症状が出ることもあります。

予防が大切

子どもの口の大きさから考えて、38mm以下のものは誤飲の可能性があると言われています。直径38mmの円筒を作り、これを通してものを子どもの手が届くところに置かないようにすることが大切です。床から1m以内

は、子どもの手が届く可能性があるあるので、タバコや薬を、高さ1m以内に置かないようにします。不要になった薬などは、すぐに処分することや、殺虫剤などを子どもの手が届かないところに保管する必要があります(表1)。

表1 誤飲事故予防のために

- 1 子どもの手の届くところにタバコや小さなもの(硬貨、ビーズ、おもちゃなど)を置かない。
- 2 床から1m以内に小さなものを置かない。
- 3 不要な薬や殺虫剤などはすぐに捨てる。
- 4 殺虫剤、医薬品、灯油、トイレ用洗剤、漂白剤などを子どもの手の届かないところに保管する。
- 5 ピーナッツなどの乾燥した豆類を与えない。

●中毒110番・電話サービス

*化学物質(たばこ、家庭用品など)、医薬品、動植物の毒などによって起こる急性中毒について、実際に事故が発生している場合に限定し情報提供している。

- 大阪中毒110番(24時間): 072-727-2499
- つくば中毒110番(9~21時): 029-852-9999
- たばこ専用電話(24時間、テープによる情報提供): 072-726-9922

気道異物にも注意

気道に異物が詰まらないようにする注意も必要です。原因としてはピーナッツなどの豆類が多くみられます。乳幼児の歯は生え揃っておらず、噛む力が弱く、また急に泣きだすようなこともあるため、ピーナッツなどを気道に吸い込んでしまうことがあります。このため、肺炎や呼吸苦を引き起こすこともあります。このようなことから、3歳未満の子どものピーナッツなどの乾燥した豆類を与えることは避けるべきです。



子どもの事故予防② 溺水・やけど・転落

板橋区医師会病院院長 泉 裕之 先生

家庭で起こりうる子どもの事故の中で生命の危険が大きいものとして溺水、やけどおよび転落があげられます。



日本では年少児の浴槽での事故が多いのが特徴です。特に1歳以下では浴槽での事故が多くみられます。子どもを一人で浴室で遊ばせると、浴槽に転落して溺れる危険性があります。2歳以上では川、海、プールなどでの事故が多いですが、膝の高さくらいの浅いビニールプールでも溺れることがあります。

溺水を防ぐためには、小さな子どもを一人で浴室に出入りさせない、浴槽の中で遊ばせない、水遊びの際には目を離さないなどの注意が必要です。また、普段は浴槽にお湯を残さないで、完全に流しておくとういでしょう(表1)。

特に溺水の場合は、発見してからの初期の対応が重要です。心肺蘇生法などの救急処置法について、一般の人を対象にした講習を受けておくとういでしょう。これは、他の種類の事故や病気に際しても役立つと思います。



子どものやけどの原因には、直接の火災、熱いもの、お湯や蒸気などがあげられます(表2)。やけどの重症度はやけどの大きさに左右されます。特にお湯によるやけどは範囲が広くなりやすく、重

表1 浴室での注意

溺水の予防

一人で浴室に放置しない
浴室を子どもの遊び場にしない。
浴槽に(厚くて堅い)蓋をする。
浴槽に湯を残しておかない。
浴室に鍵をかける。

やけどの予防

浴槽の温度に注意する。
子どもを先に湯船に入れない。
シャワーの温度に注意する。

転倒に注意

表2 やけどの原因

火災	熱いもの	湯や蒸気
花火 ガスレンジ コンセント ライター	ストーブ アイロン 温風暖房機	茶碗 電気ポット 鍋、やかん 麺類、おもち



そばやベランダに子どもが

上れるようなものを置かないようにすることが大切です。ものの上上がり、下をのぞき込んで転落する恐れがあります。まだ寝返りをしないからとベッド柵を上げないでいるといつの間にか動いて転落することがあります。つかまり立ちができる子どもの場合には、ベッド柵を途中までしか上げていないと、頭から転落することがあります(図)。自転車の荷台からの転落も多く見られます。

やけどをした際は、すぐに流水で冷やしてください。ただし、体温が下がりにすぎないよう注意が必要です。



高いところからの転落は特に危険ですが、これを防ぐために、窓の



図 途中までのベッド柵

子どもを事故から守るのは大人

子どもは危険に対する判断力が乏しく、危険から身を守ることができません。安全な環境を整備することと、子どもの安全は自分たちが守るのだという保護者の意識が重要です。

からだ こころ 健康

子どもの事故予防(3) 虐待

板橋区医師会病院院長 泉 裕之先生

外傷(けが)がみられる場合、単なる事故によるものだけでなく、虐待による場合がありま
す。外傷だけでなく、意識障
害やほかの説明がつきづらい症
状がある場合にも、虐待の可能
性を考える必要があります。

児童虐待とは

児童虐待は、親または親に代
わる養育者により加えられた
虐待行為であり、繰り返し行
われるものです。身体的虐待、
性的虐待、ネグレクト(養育の
放棄)、心理的虐待に分類されて
います(表1)。

骨折などの外傷は全身のどこにも起こりますが、
頭部に多くみられるのが特徴です。1歳過ぎにみ
られる頭部外傷の半数以上が
虐待の結果であると言われて
います。子どもを激しく揺す
り、頭蓋内出血をきたす「揺す
ぶられっ子症候群」を起すこ
とがあります。

児童相談所における児童虐
待処理件数は平成2年度に
1,101件であったのが、24年
度66,807件と毎年このよう
に著しく増加しています(図)。

表1 児童虐待の定義(厚生労働省)

身体的虐待

殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけ
どを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄など
により一室に拘束するなど

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器
を触るまたは触らせる、ポルノグラフィの被写
体にするなど

ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔
にする、自動車の中に放置する、重い病気に
なっても病院に連れて行かないなど

心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別
的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力を
ふるう(ドメスティック・バイオレンス:DV)など

表2 診断のきっかけ

保護者の様子

症状と説明が一致しない
症状や経過をあまり
話さない
心配した様子が
みられない
子どもに対する態度が
冷たい
情緒障害など
家庭内ストレス

子どもの様子

外傷などの症状
・特に頭部外傷
・複数か所にある
(骨折、あざなど)
・新旧の外傷が同時にみられる
・タバコによる熱傷
栄養障害
(やせ、体重増加不良など)
無表情・無感動
不潔な外見

虐待かな?と思ったら

な重症であるなど、症状と親の説明が一致しな
いなどの場合があります。子どもからみると
外傷など不自然な症状・所見が大部分です。
この他に無表情である、発育不全がみられる、
皮膚が不潔であるなどについても注意を向け
る必要があります(表2)。

マスコミ報道や広報の強化により、児童虐待への認
識が高まったため相談件数が増加したという一面も
ありますが、医療現場からみて児童虐待は明らか
に増加しています。

虐待の徴候は?

近所で、子どもが激しく泣
いており、親の怒鳴り声がす
ることから虐待が発見される
ことがあります。医療現場
で児童虐待を疑うきっかけと
して、自分で転んだと保護者
が言っているにもかかわらず、
それでは説明がつかないよう

児童虐待を疑った場合には、市区町村、福祉事
務所または児童相談所へ通告する義務がありま
す。東京都においては「子ども家庭支援センター」
が市区町村の窓口にあたります。間違っていたらど
うしようと思うかもしれませんが、子どもをでき
るだけ早く危険から守るために、早期発見が重要
です。虐待の心配があったら躊躇せず連絡してく
ださい。通告は誰でもできます。

児童虐待の要因の一つとして育児負担が大きいこ
とがあげられます。子どもについての悩みがある場
合に、一人で抱え込まずに、保健所や子ども家庭支
援センターにご相談ください。健康上で気になるこ
とがある場合には、医療機関をご利用ください。

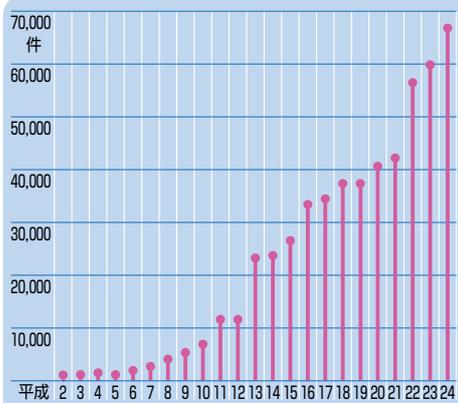


図 児童相談所における虐待相談の処理件数

